

平成27年度 保育園・認定こども園入園児童の募集

● お問い合わせ／市子育て支援課こども支援係 ☎26-5735、各総合支所地域振興課健康福祉係または各施設

入園の対象／要件は施設区分により違いがありますので、13☎をご覧ください

保育の内容／【開所時間】園によって異なります。最長午後8時までの延長保育実施園もあります(下表※参照) 【休日】日曜、祝日、年末年始 【給食】3歳未満児完全給食、3歳児以上は副食給食

入園申し込み／10月14日(火)～11月14日(金)に、市街地の保育園(下表1～10)と認定こども園(下表30～33)は市子育て支援課へ、旧公民館地区の保育園(下表11～23)は各保育園へ、各総合支所管内の保育園(下表24～29)は各総合支所地域振興課健康福祉係または各保育園へ

入園先の決定／平成27年1月下旬をめどに通知予定です。申し込み手順は13☎をご覧ください

◆開所時間と定員は平成27年4月からの予定を掲載していますが、今後変更する場合があります。

◆酒田報恩会保育園は移転予定のため、掲載情報は現在の所在地と電話番号です。

◆認定こども園は新制度対応のため、施設区分が変更される場合があります。

	保育園名	設置者	所在地	開所時間*	定員	バス	電話番号
市街地区	1 若竹保育園	酒田市	若竹町二丁目11-25	7:30～18:00	60人	—	22-0160
	2 若浜保育園	社会福祉法人	若浜町21-15	7:30～18:30	70人	—	22-0325
	3 浜田保育園	酒田市	新井田町1-32	7:00～19:00	90人	—	22-1655
	4 松陵保育園	酒田市	住吉町10-25	7:00～19:00	90人	—	33-2439
	5 若宮保育園	社会福祉法人	若宮町一丁目18-1	7:15～18:15	90人	—	31-2245
	6 北新橋保育園	社会福祉法人	北新橋一丁目7-1	7:15～19:00	90人	—	24-8343
	7 亀ヶ崎保育園	社会福祉法人	亀ヶ崎三丁目14-29	7:00～19:00	120人	—	22-2013
	8 酒田報恩会保育園	社会福祉法人	北今町1-20	7:15～19:00	90人	—	22-0637
	9 小鳩保育園	社会福祉法人	千石町一丁目5-40	7:00～19:00	90人	—	22-3594
	10 泉保育園	社会福祉法人	東泉町四丁目6-1	7:15～19:00	60人	—	26-0044
旧公民館地区	11 本楯保育園	社会福祉法人	本楯字前田65-1	7:00～20:00	60人	○	28-2136
	12 宮野浦保育園	社会福祉法人	宮野浦三丁目12-23	7:30～19:00	90人	—	31-0816
	13 西荒瀬保育園	社会福祉法人	宮海字新林661	7:00～18:30	120人	○	34-2255
	14 新堀保育園	社会福祉法人	木川字アラコウヤ35	7:30～18:30	90人	—	93-2103
	15 広野保育園	社会福祉法人	広野字中通40-3	7:15～18:15	90人	—	92-2445
	16 浜中保育園	社会福祉法人	浜中字上村383-8	7:30～18:30	60人	—	92-2447
	17 黒森保育園	社会福祉法人	黒森字草刈谷地77	7:30～18:30	60人	—	92-2448
	18 十坂保育園	社会福祉法人	十里塚字村東山112-2	7:00～18:30	90人	地区内	31-1670
	19 東平田保育園	社会福祉法人	関字向125-2	7:30～18:00	80人	○	94-2341
	20 中平田保育園	社会福祉法人	熊手島字道の上熊興屋35	7:00～18:30	80人	○	22-9627
	21 北平田保育園	社会福祉法人	漆曾根字千刈10-2	7:30～18:00	60人	○	25-2850
	22 上田保育園	社会福祉法人	上野曾根字上中割49	7:00～18:30	60人	○	25-2209
	23 烏海保育園	社会福祉法人	米島字棘田48-2	7:30～18:00	40人	地区内	28-2158
各総合支所地区	24 八幡保育園	酒田市	麓字上川原35	7:00～18:30	140人	地区内	64-2068
	25 市条保育園	酒田市	市条字村ノ前66-2	7:30～18:00	70人	地区内	64-2024
	26 松山保育園	酒田市	字山田20-1	7:00～18:30	120人	地区内	61-4820
	27 平田保育園	酒田市	飛鳥字堂之後75	7:30～19:00	100人	地区内	52-2135
	28 檜橋保育園	酒田市	檜橋字大林4-2	7:30～18:00	60人	地区内	52-3200
	29 仁助新田保育園	酒田市	北俣字仁助新田35	7:30～18:00	60人	地区内	54-2615
認定こども園	30 アテネ乳幼児センター	学校法人	若原町1-44	7:00～19:00	69人	○	22-2789
	31 木の実保育園	社会福祉法人	あきほ町661-9	7:00～19:00	80人	—	21-5580
	32 酒田双葉託児園	学校法人	日吉町1-1-7	7:00～19:00	20人	—	22-1224
	33 若草ベビールーム	学校法人	北新町1-1-58	7:30～19:00	33人	—	25-5191

平成27年度以後の保育所・認定こども園・幼稚園利用の手順が変わります

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」)が施行されます。保育所・認定こども園および新制度の対象となる幼稚園を利用する場合は、次の手順を確認の上、申し込んでください。

申込期間／10月14日(火)～11月14日(金)

申請窓口／

施設区分	平成26年度まで	平成27年度入所から	利用料関係
保育所	市町村	市町村	利用料金基準は今後決定します
認定こども園	各認定こども園	市町村	利用料金基準は今後決定します
幼稚園(新制度適用)	各幼稚園	各幼稚園または各市町村	利用料金基準は今後決定します
幼稚園(現行型運営)	各幼稚園	各幼稚園	各園指定(就園奨励費制度は継続)

◆幼稚園が新制度の適用を受ける園の場合、就園奨励費制度の適用を受けなくなり、これまでの各園指定保育料ではなく、市町村が設定する各保護者の課税状況に応じた保育料が設定されます。また新制度の適用を受けない幼稚園は、これまで通り学校教育法に基づき運営され、就園奨励費制度は継続されます。

【各施設の利用に関する原則】

保育所／小学校就学前の児童について、児童福祉法および子ども・子育て支援法に基づき、養護と教育を一体とした「保育を必要とする」場合に利用。保護者の就労・病気・家族介護などの理由が必要です。

幼稚園／小学校就学前の児童について、学校教育法に基づき「教育を希望する」場合に利用。新制度の適用を受ける幼稚園でも基本的な利用根拠は同じです。

認定こども園／保育所と幼稚園の両方の体制を併せ持つ施設です。

保育園・認定こども園利用の申請から入園までの流れ

新制度において、就学前のお子さんが教育・保育を受けるにあたり、利用に適合するかどうか市町村の認定を受け、認定証の交付を受ける必要があります。同時に利用申込を提出し、利用に適合するかどうか市が判定し、利用施設の調整を実施します。下記の①～⑤の手順を経て利用することになります。

- ① 認定証の申請(利用施設の申し込みと同時)
- ② 認定証の交付(下表の通り、認定内容に従って利用可能な施設が判定されます)
- ③ 利用施設の申込
- ④ 市町村による利用調整
- ⑤ 決定通知後、施設と打ち合わせの上、利用へ

保育の必要性の認定区分および利用可能施設			
年齢(入園年度当初)	保育の必要性	認定区分	利用できる施設・事業
満3歳以上	なし	1号認定(教育)	認定こども園・幼稚園
	あり	2号認定(保育)	認定こども園・保育所
満3歳未満	なし	認定対象外	一時預かり・認可外施設など
	あり	3号認定(保育)	認定こども園・保育所・地域型保育事業

◆保護者や同居親族の就労実態・病気や介護の状況に応じて、利用優先度を審査した上で入園調整を実施します。各園の定員数や在園児童の状況によって募集人数が変わるため、必ずしも希望の施設に入園できるとは限りません。考慮すべきことについては、申し込みの際に伺います。

【保育料について】

- 新制度の対象となる施設の保育料は、各保護者の所得税や市町村民税の課税状況に応じて決定されます。
- 新制度適用外の幼稚園を利用する場合は、これまで通り各園で指定する保育料を負担することになりますが、就園奨励費制度は継続されるため、一部補助金の対象となる場合もあります。
- 市町村で設定する平成27年度以後の保育料については、国で示された見本をもとに現在検討中です。